大田区移動等円滑化促進方針、おおた街なか “すいすい”方針の見直しにあたって

区のめざすべき将来像を示す大田区基本構想、令和6年3月策定、は、基本目標の一つとして「安心・安全で活気とやすらぎのある快適なまち」を掲げており、誰もがどこへでも気軽に移動できるまちづくりの方向性を示しております。

区では、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、街なかにおける移動等円滑化の方向性を示し、バリアフリー整備を計画的に進めるため、令和２年３月に大田区移動等円滑化促進方針、おおた街なか “すいすい”方針を策定しました。

その後、促進方針に掲げる移動等円滑化の基本方針に基づくバリアフリー整備を推進するため、令和５年３月に大田区バリアフリー基本構想、おおた街なか“すいすい”プランを改定し、蒲田駅周辺・大森駅周辺・さぽーとぴあ周辺の３つの重点整備地区を中心としてバリアフリー整備に取り組んでまいりました。

今回の促進方針の見直しでは、バリアフリー法の改正や社会情勢の変化を踏まえ、これまでの取組状況を把握し、移動等円滑化促進地区の追加指定や、バリアフリー情報の集約・活用の位置づけ等、継続的なスパイラルアップを図ることで、より一層街なかのバリアフリー化を推進してまいります。

結びに、促進方針の見直しにあたり、ご議論、ご助言をいただきました大田区移動等円滑化推進協議会の委員の皆様、並びにヒアリング調査やまち歩き点検、パブリックコメント等を通して貴重なご意見をお寄せいただいた多くの区民の皆様及び関係事業者の皆様に、心よりおんれい申し上げます。

今後も、皆様のご理解、ご協力を賜りながら、街なかのバリアフリー化を着実に推進し、「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされる街　おおた」の実現を目指してまいります。

令和7年3月

大田区長

鈴木　あきまさ

目次

第１章、大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて、1ページ

1の1 これまでの経緯、1ページ

1の2 移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想、2ページ

1の3 大田区移動等円滑化促進方針の見直しの背景と目的、3ページ

1の4 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ、5ページ

1の5 検討体制と見直し・策定までの流れ、8ページ

第２章、移動等円滑化に関する課題の整理、10ページ

2の1 現状把握、10ページ

2の2 移動等円滑化の取組状況、16ページ

2の3 課題の整理、27ページ

第3章、区全体の移動等円滑化の基本方針、30ページ

3の1 移動等円滑化の目標、30ページ

3の2 基本方針、30ページ

第4章、移動等円滑化促進地区の基本方針、33ページ

4の1 移動等円滑化促進地区における取組の基本方針、33ページ

4の2 移動等円滑化促進地区の指定の考え方、35ページ

4の3 移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方、35ページ

4の4 移動等円滑化促進地区の追加指定、37ページ

第５章、移動等円滑化促進地区の区域等の設定、38ページ

5の1 生活関連施設・生活関連経路、促進地区の区域の設定、38ページ

5の2 移動等円滑化促進地区の図示、38ページ

第６章、移動等円滑化の推進に向けた今後の取組、59ページ

参考資料、68ページ

資料1 区民部会の検討結果、68ページ

資料2 大田区移動等円滑化推進協議会委員名簿、74ページ

資料3 見直しの経緯、75ページ

資料4 用語集、77ページ

1ページ

第１章、大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて

1の1、これまでの経緯

区は、平成18年2006年にせこうされた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）米印1」の趣旨を踏まえ、多くの人が集まる拠点となる地域での移動等円滑化を推進するため、平成23年、2011年度に区全体を対象としたマスタープランとなる「大田区移動等円滑化推進方針　おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定し、平成27年、2015年度には中間見直しを行いました。

そして令和元年、2019年度には、平成30年、2018年のバリアフリー法改正　米印2を踏まえ、「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」を策定し、法律に基づき４つの移動等円滑化促進地区（蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、池上駅周辺地区）を指定し、当該地区の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示しました。

図1の1、移動等円滑化促進方針の策定経緯

バリアフリー法せこう、平成18年

大田区移動等円滑化推進方針

おおた街なかすいすいビジョン、平成23年8月

大田区移動等円滑化推進方針・推進計画

おおた街なかすいすいビジョン・プラン、中間見直し、平成28年3月

バリアフリー法改正、平成30年

大田区移動等円滑化促進方針

大田街なかすいすい方針、令和2年3月

移動等円滑化促進地区、4地区

米印1 平成18年にせこうされたバリアフリー法：建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と、公共交通のバリアフリー化に関する法律である交通バリアフリー法が一体化した法制度です。

米印2 平成30年のバリアフリー法改正：改正のポイントは次の4点です。

・共生社会の実現や社会的障壁の除去の明確化、心のバリアフリーの推進

・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

・区市町村が移動等円滑化促進方針を定める制度の創設

・貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化

2ページ

1の2、移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想

かっこ１、移動等円滑化促進方針とは

大田区における移動等円滑化促進方針とは、区全体における移動等円滑化の方針を示すとともに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を、「移動等円滑化促進地区」に指定し、当該地区の面的・一体的なバリアフリー化の取組の基本方針を示すものです。

これにより、「移動等円滑化促進地区」ならびに区全体のバリアフリー化の考え方を広く共有し、その実現に向け、具体の事業計画である「バリアフリー基本構想」の作成・推進に繋げていくことをねらいとしています。

図1の2、移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想の関係

移動等円滑化促進方針

面的・一体的なバリアフリー化の方針を示し、広くバリアフリーについて考え方を共有し、バリアフリー基本構想の作成につなげていくことをねらい

バリアフリー基本構想

重点整備地区を対象に、面的・一体的なバリアフリー化を推進

かっこ２、バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」に指定し、公共交通、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための施策を示すものです。

バリアフリー基本構想で示された施策は「特定事業計画」として事業者別に整理・作成され、事業者はその計画に基づく事業について、実施の義務が課されます。

図1の3　移動等円滑化促進地区と重点整備地区の配置関係のイメージ

移動等円滑化促進地区の中に駅を含む重点整備地区や含まない重点整備地区が入っている図

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（一部加工）

（令和3年3月　国土交通省総合政策局安心生活政策課）

3ページ

1の3、大田区移動等円滑化促進方針の見直しの背景と目的

区におけるバリアフリーに関するマスタープランとなる、「大田区移動等円滑化促進方針」の見直しについて、背景と目的を以下に示します。

かっこ１、背景

まる１、移動等円滑化促進方針の調査・分析及び評価の実施

バリアフリー法では、移動等円滑化促進方針を策定した場合、概ね５年毎に、移動等円滑化促進地区における取組の状況についての調査・分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて移動等円滑化促進方針の見直しを行うものと定められています。

まる２、まちづくりとの連動

区では、区全体を「バリアフリーを推進するエリア」と定めています。そのようななかで、区内には、蒲田駅や大森駅以外にも、駅を中心にまちづくりが進められている地区が多くあります。それらのまちづくりの動きと連動し、バリアフリー化を効率的に進めていくため、移動等円滑化促進地区の追加指定が必要です。

まる３、バリアフリー法の改正等への対応

バリアフリー法や障害者差別解消法の改正、えすでぃーじーずへの取組などを踏まえ、ハード・ソフト両輪でのバリアフリー化をより一層推進することが求められます。

かっこ２、見直しの目的

上記の背景を踏まえ、令和２年、2020年３月に策定した「大田区移動等円滑化促進方針」に基づく取組を評価し、区全体におけるバリアフリーの取組をさらに推進することを目的に「大田区移動等円滑化促進方針【見直し】」を策定します。

図1の4、大田区移動等円滑化促進方針の見直し

大田区移動等円滑化促進方針　令和2年3月策定から

まる１、移動等円滑化促進方針の調査・分析及び評価の実施

まる２、まちづくりとの連動

まる３、バリアフリー法の改正等への対応

を踏まえて、大田区移動等円滑化促進方針、令和7年3月に見直し

4ページ

かっこ３、見直しのポイント

大田区移動等円滑化促進方針の計画期間の後半に向けた見直しとして、ポイントを以下に示します。

まる１、ソフト面の取組　米印　促進に向けた区民、事業者、区（行政）の役割の明確化、アップデート

バリアフリー法の改正に伴い、心のバリアフリーの取組など、ソフト面の取組を強化します。また、利用者個々のニーズに応じた取組を進めます。

まる２、移動等円滑化促進地区の追加指定、アップデート

令和2年、2020年3月指定の４地区（蒲田駅周辺・大森駅周辺・さぽーとぴあ周辺・池上駅周辺）の移動等円滑化促進地区に加え、関連計画やまちづくりの動向を踏まえて移動等円滑化促進地区を追加指定します。

まる３、バリアフリー情報の集約と活用、ニュー

各施設のバリアフリー情報（設備の有無、設置箇所等）を集約・整理し、ホームページにて公開する等、適宜活用していきます。

まる４、継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築、ニュー

区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、区内の各地区におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、重点整備地区の追加指定・拡大を行います。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを明確化することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。

米印　ソフト面の取組：区民・事業者・区（行政）がバリアフリー化の重要性を認識し、高齢者、障害者等に対する理解を深めるための取組や、ハードの不足を補完する取組（たとえばホームドアが設置されていない鉄道駅における人手による旅客支援）です。

なお、公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアルによると、公共交通事業者のソフト対策の取組項目として、旅客支援（案内誘導、乗降支援）、情報提供（旅客施設・車両等における提供、ウェブサイトや配布物による提供）、教育訓練（職員の意識向上、職員のスキル向上）などが示されています。

5ページ

1の4、大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ

かっこ１、位置づけ

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】は、バリアフリー法及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するものです。また、「大田区基本構想」及び「大田区基本計画」に即すとともに、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を始めとする上位・関連計画等との整合に留意し見直します。

図1の5、大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ

バリアフリー法　矢印　移動等円滑化の促進に関する基本方針　矢印　大田区移動等円滑化促進方針

大田区基本構想　矢印　大田区基本計画　矢印　大田区移動等円滑化促進方針

東京都福祉のまちづくり条例、障害者差別解消法　矢印　大田区移動等円滑化促進方針

関連計画

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針

大田区都市計画マスタープラン

おおた都市づくりビジョン

大田区鉄道沿線まちづくり構想

おおた高齢者施策推進プラン

おおた障害施策推進プラン

大田区公共施設等総合管理計画

グランドデザイン　など

促進方針と連携、整合

かっこ２、計画期間

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の計画期間は、令和7年、2025年度からの概ね5年間とします。

ただし、区全体に共通する基本的な施策の変更があった場合などは、必要に応じて改定を行います。

図1の6、計画期間

前半　令和2年度、2020年度から、令和6年度、2024年度まで

後半　令和7年度、2025年度から令和11年度、2029年度まで

必要に応じて改定

6ページ

かっこ３、連携・整合すべき関連計画について

連携・整合すべき主な関連計画について、その概要を下表に示します。

ひょう1の1、関連計画の概要と連携・整合すべき主な事項

関連計画名

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針（平成２３年３月）

連携・整合すべき主な事項

区民の交流促進、普及・啓発、情報の発信・提供

ユニバーサルデザインの公共的施設づくり、円滑に移動できる施設・設備と仕組みづくり、案内・サインの充実

地域力を活かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり、区民参加による地域力を活かす組織づくり、行政サービスのユニバーサルデザイン

関連計画名

大田区都市計画マスタープラン（令和４年３月）

拠点の位置づけ、各拠点におけるバリアフリーの方針

誰もが利用しやすい交通環境の整備

区全体を対象にバリアフリーの取組を推進

関連計画名

おおた高齢者施策推進プラン（令和６年３月）

18の特別出張所を拠点とした地域づくり（日常生活圏域の設定）

元気な高齢者に健康の維持や増進に向けた支援

就労や社会参加の支援

災害時を想定した危機管理

関連計画名

おおた障害施策推進プラン（令和６年３月）

障害を理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的対話と合理的配慮の提供を通じて、社会的障壁が除去されるよう障害の理解促進

大田区らしい地域共生社会の実現を推進

関連計画名

大田区公共施設等総合管理計画（令和４年３月）

区が管理する建築物の新築や改築の推進

同計画に基づき、公共施設等の着実な施設マネジメントを推進

関連計画名

グランドデザイン

駅や歩行系ネットワーク上におけるバリアフリーの方針

7ページ

かっこ４、えすでぃーじーずの推進

えすでぃじーず（さすてぃなぶる　でぃべろっぷめんと　ごーるず：持続可能な開発目標）とは、平成27年、2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続的な発展を目指し、令和12年、2030年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもその開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】においても、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、えすでぃーじーずの17のゴールのうち、特に目標３・５・10・11・17との関係を意識しながら、バリアフリーの取組を進めていきます。

図1の7、国連開発計画（UNDP）が掲げる17の持続可能な開発目標　えすでぃじーず

省略

図1の8、大田区移動等円滑化促進方針【見直し】と密接に関係するゴール

目標３、全ての人に健康と福祉を

区全体ならびに移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を推進することにより、だれもがより活動的に暮らせるまちづくりを進めます。

目標５、ジェンダー平等を実現しよう

男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えに配慮した施設や設備など、子育て支援環境の整備を進め、家事育児における男女差を改善します。

目標10、人や国の不平等をなくそう

心のバリアフリーの取組を推進することにより、偏見や差別をなくし、不公平・不平等のないまちづくりを進めます。

目標11、住み続けられるまちづくりを

移動等円滑化促進地区において、だれもが安全かつ円滑に公共交通機関及び生活関連施設を利用できるようにします。

目標17、パートナーシップで目標を達成しよう

目標を達成するために、区民・事業者・NPO・区（行政）とのきょうどう・連携を推進します。

えすでぃじーず未来都市、大田区のロゴ

8ページ

1の5、検討体制と見直し・策定までの流れ

かっこ１、検討体制

検討体制は下図のとおりであり、大田区移動等円滑化推進協議会を中心として、区民部会、事業者部会、庁内検討委員会が相互に連携し、意見交換や検討を行います。

図1の9、検討体制

●大田区移動等円滑化推進協議会

高齢者や障害者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成し、移動等円滑化の方針及び計画について検討及び推進する組織

●区民部会

区民（高齢者・障害者団体委員）等で構成し、まち歩き点検を通じて利用者の視点や利用者ニーズで課題を抽出し、改善策を提案する組織

●事業者部会

関係事業者で構成し、施設、経路及び心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討する組織

●庁内検討委員会

区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整及び方針の決定を行う組織

9ページ

かっこ２、見直し・策定スケジュール

見直し・策定スケジュールは、以下に示すとおりです。

図1の10、見直し・策定スケジュール

令和5年度

第32回移動等円滑化推進協議会　7月5日

各種団体ヒアリング　7月27日から8月2日

第1回区民部会　9月1日

まち歩き点検（現地点検）

大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区　9月20日

蒲田駅周辺地区　9月26日、27日

第2回区民部会　10月25日

各種団体ヒアリング　10月中旬から11月中旬

第33回移動等円滑化推進協議会　11月10日

第34回移動等円滑化推進協議会　2月1日

第1回事業者部会　2月8日

令和6年度

第35回移動等円滑化推進協議会　5月17日

第36回移動等円滑化推進協議会　8月9日

大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　素案

パブリックコメントの実施

10月21日から11月11日

大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　案

第37回移動等円滑化推進協議会　1月31日

大田区移動等円滑化促進方針の見直し　令和7年3月

10ページ

第２章、移動等円滑化に関する課題の整理

2の1、現状把握

かっこ１、社会動向

まる１、高齢化の加速

おおた高齢者施策推進プラン（令和６年３月）によると、大田区における６５歳以上の人口割合は、令和５年、2023年が22.4％であることに対し、令和22年、2040年は26.6％になることから、更なる高齢化が進むことになります。また、高齢単身世帯も増加しており日常生活維持などのため、高齢者自らの外出の必要性が高まることが想定され、それらに対応したバリアフリー化が求められます。

図2の1、大田区における高齢者数等の将来推計

人口及び高齢者の推移と将来推計

データ元の出典：大田区住民基本台帳（令和6年度以降は推計値）

高齢者単身世帯数・高齢夫婦世帯数の推移と将来推計

データ元の出典：総務省国勢調査（令和7年以降は推計値）

図の出典：おおた高齢者施策推進プラン（令和６年３月）

11ページ

まる２、働く障害者の増加

障害者雇用促進法において、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者の割合を法定雇用率以上にする義務があり、障害者実雇用率は増加傾向にあります。

こうした背景を踏まえ、障害者が安全に通勤できるよう、施設や事業所が多く集積している周辺地域のバリアフリー化が求められます。

まる３、障害の特性に応じた新技術やデジタル技術の活用

日本政府が掲げる超スマート社会を実現する社会システムでは、アイオーティーや、えーあいなどのデジタル技術を社会のあらゆる場面において活用し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことを目指しています。

そのなかで、障害の特性に応じたアクセシビリティに関する支援技術などが進展しつつあることから、その開発・普及を注視しつつ、交通事業者や施設管理者が区と連携し、技術の活用を進めていくことが求められます。

図2の2、新技術の進展・活用例

例、まる１、シカイ

シカイは、視覚障害者の駅構内などでの移動を支援する音声ナビゲーションシステムです。

点字ブロックにスマートフォンを向けながら移動することで、点状ブロック上のQRコードを自動で読み込み、現在地から目的地までの音声ガイドが流れます。

既存の点状ブロックにシールタイプのQRコードを貼り付けるだけで環境を構築できます。

例、まる２、デジタル技術を活用したコミュニケーション支援

筆談

筆談・テンプレート・音声認識（短い会話）・画像　などを用いてのコミュニケーションができます。

音声認識

職員が話した言葉がリアルタイムに文字に変換されるので、回答を即時に読み取ることができます。

遠隔手話通訳

遠隔手話通訳を用いて窓口対応を行っている写真（大田区障害者総合サポートセンター）

12ページ

まる４、新しい生活様式への変化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の移動の特性が変わるなど、新しい生活様式が浸透しました。将来は高齢化のさらなる進展により、通勤や通学を行わない人々がマジョリティ（多数者）になる可能性があります。よって、これまでの居住地と就業地の広域的な移動に加え、日常生活圏内での自由な移動がより重要視されることが想定されます。

図2の3、生活様式の変化の例

これまでの図は就業地を中心に囲むようにある居住地が就業地とそれぞれに結びついている

新たな職住近接型都市圏を示す図は、中心に就業地はあるが、それを囲むように小さな就業地とそれに結び付いた居住地のグループがいくつもできている

出典：新たなライフスタイルを実現する人中心のモビリティネットワークと生活圏

-転換点を迎えた東京都市圏の都市交通戦略-（令和３年３月　東京都市圏交通計画協議会）

なお、大田区都市計画マスタープランでは、日常生活を含む区の主要な拠点となる「中心拠点」「生活拠点」を設定しており、誰もが移動しやすい街なかの形成に向けた、さらなるバリアフリー化が求められます。

図2の4、拠点と拠点交流網からなる将来都市構造

中心拠点と生活拠点を記載した大田区の図

出典：大田区都市計画マスタープラン（令和４年３月）

13ページ

かっこ２、区民意識調査結果

大田区区民意識調査におけるバリアフリーに関する事項について、経年的な整理を行いました。

公共交通へのバリアフリー化の要望は令和3年以降減少傾向にありますが、依然として一定程度の要望があります。

認知度については、ユニバーサルデザイン、障害者差別解消法、ヘルプカード、社会的包摂の考え方について知らない割合が一定程度を占めており、継続した周知・啓発が求められます。

区立施設におけるバリアフリー化については、評価する割合が4割前後で推移しており、街なかのバリアフリー化のより一層の推進が必要であることが分かります。

ひょう2の1、バリアフリーに関する区民意識

令和元年度から令和5年度までのパーセント

公共交通について早期にバリアフリー化対策を実施してほしい割合、21.0％から18.6％

バリアフリーのことを知らなかった割合、20.1％から11.2％

ユニバーサルデザインのことを知らなかった割合,49.1％から35.1％

障害者差別解消法を知らなかった割合,63.9％から50.8％

ヘルプカードを知らなかった割合52.2％から41.6%

社会的包摂の考え方を知らなかった割合、令和5年度は63.2％

区立施設は高齢者や障害者、外国人に配慮されていると思う割合、令和5年度は41.3％

出典：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

かっこ３、区全体のバリアフリーに関するヒアリング及びまち歩き点検

まる１、実施概要

区全体のバリアフリーに関するヒアリング及びまち歩き点検の実施概要は、下表に示すとおりです。

ひょう2の2、ヒアリング及びまち歩き点検の実施概要

実施日、令和5年

7月27日、28日、８月１日、２日、ヒアリング（対面）、高齢者、障害者が参加

９月20日、26日、大森駅周辺・さぽーとぴあ周辺地区まち歩き点検、高齢者、障害者、学識、区職員等が参加

９月27日、蒲田駅周辺地区まち歩き点検、高齢者、障害者、学識、区職員等が参加

10月中旬から11月中旬、ヒアリング（書面）、妊産婦、乳幼児連れが対象

14ページ

まる２、主な意見

「鉄道駅・バス」「道路・交通安全施設」「建築物・公園」「人的対応・サービス・教育・研修等」の分野ごとの主な意見を以下に示します。

なお、文末は主たる回答者の属性（家族等を含む）を示しています。

鉄道駅・バス

駅周辺などでは部分的にバリアフリー化が進んでいると感じる。知的

歩道が狭く、車いす使用者が降りることができないバス停がある。肢体

エレベーターが混雑していて乗れなかったり、位置が分かりにくかったりする駅がある。子育て

目で見て理解できるような表示がほしい。聴覚

駅改札前の動線が分かりにくく危ないため、改善してほしい。知的

道路・交通安全施設

斜め方向にまたがっている踏切において、踏切からはずれ線路に落ちやすく危ない。視覚

交差点において青信号の時間が短く、子ども連れやベビーカーで横断歩道を渡りきることができない。子育て

歩道が狭く、子ども連れやベビーカーで移動がしにくい。子育て

まずは大きな通りを対象に、優先的にエスコートゾーンを設置してほしい。視覚

歩道と車道の分離をして、安全にしてほしい。知的

高齢者の移動の負担を軽減するために、交通手段を充実させてほしい。精神

建築物・公園

新しい施設では、かいごとにトイレのレイアウトが異なるなど工夫されている施設もある。車いす

エレベーターが混雑して乗れない施設がある。子育て

視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない施設がある。視覚

公園の出入口に柵が設けられている場合、幅員が狭いため、入りにくくなってしまっている。視覚

多機能トイレに利用が集中しないよう、利用者それぞれに対応した（機能分散された）トイレを増やす必要がある。肢体

目で見て理解できるような表示がほしい。聴覚、精神

1５ページ

■建築物には非常時を知らせるライトを設置してほしい。聴覚

■オストメイト用ながしを手洗い場として誤使用されないように、分かりやすい表示がほしい。知的

■新しい基準で整備されていても、不便な場合があるため、よりよい整備に向けた検討を進めてほしい。肢体、知的、高齢

【人的対応・サービス・教育・研修等】

▲知的障害者は周りを見て判断するため、エスカレーターは歩かないでほしい。知的

▲車いす使用者対応トイレを健常者が利用し、障害者が利用できないことがある。車いす

▲自転車マナーのさらなる啓発活動や悪質運転に対する取り締まりが必要である。肢体、視覚、精神、子育て

■意思疎通の手段として筆談に加え、簡単な手話を使えるとさらによい。聴覚

■エレベーターにおける利用者の優先順位などを明確にしてほしい。肢体

■学校や企業で障害理解研修会を行い、様々な人々に周知していきたい。肢体、聴覚

■知的障害への理解はまだまだ進んでいないと思う。知的障害の特性等をもっと知ってほしい。知的

16ページ

2の2、移動等円滑化の取組状況

かっこ１、大田区移動等円滑化促進方針に基づく取組状況

令和2年、2020年3月に策定した「大田区移動等円滑化促進方針」では、以下の3つの柱を軸とした基本方針が掲げられています。

まる１、移動等円滑化の取組を着実に推進するために

地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します

指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します

地区内の取り組みを契機として、区全域へユニバーサルデザインの環境を広げていきます

まる２、より良い整備を進めるために

利用者の視点に立った整備を図ります

スパイラルアップにより継続的に改善していきます

まる３、一人一人が移動等円滑化の環境づくりを支えるために

心のバリアフリーなど、区民の協力による取組を進めます

事業者等によるソフト的な取組を促進します

ここでは、まる１からまる３に基づくこれまでの取組状況を示します。

17ページ

まる１、移動等円滑化の取組を着実に推進するために

区では、移動等円滑化促進方針で移動等円滑化促進地区を指定し、これを踏まえバリアフリー基本構想において重点整備地区を指定、そして特定事業計画の作成という流れで各種のバリアフリー事業を誘導し、地区指定により計画的な移動等円滑化を推進してきました。

また、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針に基づき、指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施してきました。

図2の5、地区指定による計画的な移動円滑化の流れ

大田区移動等円滑化促進方針はユニバーサルデザインのまちづくり基本方針と連携

移動等円滑化促進地区は、蒲田駅、大森駅、さぽーとぴあ、池上駅

上記を踏まえて

大田区バリアフリー基本構想は、ユニバーサルデザインアクションプラン　バージョン３と連動

重点整備地区は、蒲田駅、大森駅、さぽーとぴあ

それぞれ特定事業計画を作成

特定事業の例として、小学校へのエレベーターの設置、区道（がいそく線）の改善、ユニバーサルデザイン合同点検、まちなかのユニバーサルデザインについて、写真を用いて点検をしている様子の写真

18ページ

まる２、より良い整備を実施するために

より良い整備を進めるため、まち歩き点検により利用者視点での問題点を抽出し、各種のバリアフリー事業に反映してきました。加えて、整備を完了した取組については、利用者のニーズに配慮した整備内容になっているかの確認もおこなってきました。

また、上記のようなまち歩き点検をより計画的・効果的に実践するため、令和６年、2024年10月に「まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】」を策定しました。作成過程においては、「大田区移動等円滑化推進協議会」を始め様々な組織から多様な意見や助言をいただき、精度の高い計画となりました。

図2の6、より良い整備を実施する仕組み

利用者の視点に立った整備とスパイラルアップにより継続的に改善から

重点整備地区でのまち歩き点検

区民部会によるまち歩き点検の実施

まち歩き点検とその後の参加者による振り返りの様子

まち歩き点検実施計画の策定

生活関連施設と生活関連経路におけるまち歩き点検の未実施部分について、7年間をかけて点検を進める計画　令和6年、2024年10月策定

上記に意見・助言・参加

大田区移動等円滑化推進協議会

区民部会、事業者部会、庁内検討委員会

19ページ

まる３、一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

移動等円滑化の環境づくりを支えるための取組として、大田区バリアフリー基本構想では教育啓発特定事業やその他の事業を位置づけ、事業者等によるソフト面の取組の推進を図りました。

また、平成29年、2017年3月に公表　米印　した「知ることからはじまるユニバーサルデザインまちづくり 心のバリアフリーハンドブック」を学校連携教育事業の教材として活用するなど、各事業者が連携した取組の促進が行われてきました。

図2の7、心のバリアフリーやソフトの取組の例

心のバリアフリーなど、区民の協力による取組の推進と事業者等によるソフト的な取組の促進

知ることから始まるユニバーサルデザインまちづくり　心のバリアフリーハンドブック

とソフト面の取組実施　教育啓発特定事業

日常生活の中にある様々な不自由さや障害に対する理解を深め、ユニバーサルデザインの考えによるまちづくりを進めるために作成

配布し、意見を取り入れブラッシュアップ

学校連携教育事業の一環の教材として使用

事業者による取組

接遇研修（東京蒲田病院）

窓口への筆談用具の配備（大森郵便局）

米印　平成29年、2017年3月に公表：平成26年、2014年3月に初版、平成27年、2015年5月に第２版、平成29年、2017年3月に増補版を公表しました。

20ページ

かっこ２、特定事業計画に基づく取組状況

区では、バリアフリー法に基づく重点整備地区として、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区の３地区を指定し、各地区のバリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づき、バリアフリー化の事業に取り組んできました。

各地区の事業の実施状況は、以下のとおりです。

まる１、蒲田駅周辺地区

蒲田駅周辺地区は、平成25年、2013年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5年、2023年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた309事業のうち、完了が74事業、着手済が17事業、継続実施が143事業で、進捗率は76％です。

令和５年、2023年度末時点での事業数は、平成30年、2018年度末時点と比較し、142事業から309事業とおよそ2.2倍になりました。これは、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

ひょう2の3　蒲田駅周辺地区の事業の実施状況（令和5年度末時点）

事業区分、全事業数、進捗状況別の事業数、完了、着手済、継続実施、実施予定、進捗率　米印

１．公共交通特定事業、2、1、0、0、1、50%

２．道路特定事業、12、6、2、0、4、67%

３．交通安全特定事業　記載なし

４．建築物特定事業、132、67、14 、0、51、61%

５．教育啓発特定事業、60 、0、0、56、4、93%

６．その他の事業、103、0 、1、87、15、85%

全事業と全事業に対する割合、309（100％）、74（24％） 、17（6％）、143（46％） 、75（24％）、76%

米印　進捗率、いこーる、かっこ　完了、たす、着手済、たす、継続実施　かっことじ　ぶんの　全事業数

蒲田駅周辺地区における主な実施事業を、以下にひょうや写真で示します。

21ページ

ひょう2の4、蒲田駅周辺地区の主な実施事業（令和4・5年度）

１．公共交通特定事業

区施設以外、○ホームドアの設置

２．道路特定事業

区施設

○がいそく線の改善○溝蓋の改善○自転車への注意喚起の表示の設置○自転車注意の路面表示の設置

区施設以外

○歩道の段差・勾配の改善○視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善○階段のすべり止めの改善

4．建築物特定事業

区施設

○出入口までの経路の段差解消○出入口の幅員の確保○案内板の設置○車いす使用者用駐車スペースの設置○施設内の案内の改善○階段の段鼻の視認性の改善○エレベーターの設置○トイレ環境の向上

・案内サイン・視覚障害者誘導用ブロック・介助用大型ベッド・介助のためのカーテン・ベビーチェア・オストメイト用汚物ながし・非常時を知らせるライト・ベビーチェア・車いす使用者対応○記載台付近のスペースの改善○筆談対応の表示の設置○ローカウンターの設置○乳児用おむつ交換台の設置○授乳できる場所の確保○避難所としての利用を考慮した段差解消

区施設以外

○障害者用駐車施設のサインの設置○主要な通路の幅員の確保○受付を示すサインの設置○トイレ環境の向上

・案内の改善・大型ベッド・介助のためのカーテン・オストメイト用汚物ながし

○筆談対応の表示の設置

5．教育啓発特定事業

区施設

○接遇教育の実施○学校連携教育事業の実施○バリアフリーに関する啓発活動の実施

区施設以外

○接遇教育の実施○バリアフリーに関する啓発活動の実施

6．その他の事業

区施設

○高齢者、障害者等への適切な応対○バリアフリー情報の提供○看板や商品などの道路上へのはみだし解消○放置自転車対策の実施○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施

区施設以外

○高齢者、障害者等への適切な応対○バリアフリー情報の提供○看板や商品などの道路上へのはみだし解消○高齢者、障害者等への適切な応対

22ページ

写真2の1、トイレに介助用大型ベッドを設置

折り畳み式の介助用大型ベッドが設置されたトイレの様子

写真2の2、トイレに介助のためのカーテンを設置

介助のためのカーテンが設置されたトイレの様子

写真2の3、ホームドアの設置（梅屋敷駅）

ホームドア設置前のホームの状況

ホームドア設置後のホームの状況

23ページ

まる２、大森駅周辺地区

大森駅周辺地区は、平成26年、2014年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5年、2023年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた118事業のうち、完了が12事業、着手済が17事業、継続実施が63事業で、進捗率は78％です。

令和５年、2023年度末時点での事業数は、平成30年、2018年度末時点と比較し、72事業から118事業とおよそ1．6倍になりました。これは、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

ひょう2の5、大森駅周辺地区の事業の実施状況（令和5年度末時点）

事業区分、全事業数、進捗状況別の事業数、完了、着手済、継続実施、実施予定、進捗率　米印

１．公共交通特定事業、1、1、0、0、0、100%

２．道路特定事業　記載なし

３．交通安全特定事業　記載なし

４．建築物特定事業、47、10、17、0、20、57%

５．教育啓発特定事業、28、1、0、26、1、96%

６．その他の事業、42、0、0、37、5、88%

全事業と（全事業に対する割合）、118（100％）、12（10％）、17（15％）、63（53％）、26（22％）、78%

米印　進捗率、いこーる、かっこ　完了、たす、着手済、たす、継続実施　かっことじ　ぶんの　全事業数

大森駅周辺地区における主な実施事業を、以下にひょうや写真、図で示します。

24ページ

ひょう2の6、大森駅周辺地区の主な実施事業（令和4・5年度）

１．公共交通特定事業

区施設以外○筆談用具の準備とその表示の設置

４．建築物特定事業

区施設

○音声、文字等による呼び出しカウンターの設置

○筆談用具の準備とその表示の設置

○避難所としての利用を考慮した段差解消

区施設以外

○音声、文字等による呼び出しカウンターの設置

○トイレ環境の向上・介助のためのカーテン

○車いす使用者対応トイレの設置

○筆談用具の準備とその表示の設置

○授乳室の設置

5．教育啓発特定事業

区施設○接遇教育の実施○学校連携教育事業の実施○バリアフリーに関する啓発活動の実施

区施設以外○接遇教育の実施

6．その他の事業

区施設

○高齢者、障害者等への適切な応対

○バリアフリー情報の提供

○看板や商品などの道路上へのはみだし解消

○放置自転車対策の実施

○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施

区施設以外

○高齢者、障害者等への適切な応対

○バリアフリー情報の提供

写真2の4、視覚障害者研修（京浜急行電鉄株式会社）

視覚障害者をホームから電車車両に誘導する際の接遇方法について、交通事業者が説明を受けている様子

図2の8、声かけ・サポート運動のポスター（東日本旅客鉄道株式会社）　米印

高齢者、障害者等への適切な応対としての声かけ・サポート運動の一環としてのポスター

米印、東日本旅客鉄道株式会社の「声かけ・サポート運動のポスター」は、蒲田駅周辺地区における主な実施事業でもあります。

25ページ

まる３、さぽーとぴあ周辺地区

さぽーとぴあ周辺地区は、平成29年、2017年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5年、2023年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた100事業のうち、完了が12事業、着手済が8事業、継続実施が47事業で、進捗率は67％です。

令和５年、2023年度末時点での事業数は、平成30年、2018年度末時点と比較し、17事業から100事業とおよそ5．9倍になりました。これは、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

ひょう2の7　さぽーとぴあ周辺地区の事業の実施状況（令和5年度末時点）

事業区分、全事業数、進捗状況別の事業数、完了、着手済、継続実施、実施予定、進捗率　米印

１．公共交通特定事業　記載なし

２．道路特定事業、3、3、0 、0、0、100%

３．交通安全特定事業　記載なし

４．建築物特定事業、47、9、8、0、30、36%

５．教育啓発特定事業、21、0、0、21、0、100%

６．その他の事業、29、0、0、26、3、90%

全事業と全事業に対する割合、100（100％）、12（12％）、8（8％）、47（47％）、33（33％）、67%

米印　進捗率、いこーる、かっこ　完了、たす、着手済、たす、継続実施　かっことじ　ぶんの　全事業数

さぽーとぴあ周辺地区における主な実施事業を、以下に写真や表で示します。

写真2の5、サービス介助士資格取得講座（東急電鉄株式会社）

車いす使用の体験の様子とゴーグル装着による視覚障害者体験の様子

26ページ

ひょう2の8、さぽーとぴあ周辺地区の主な実施事業（令和4・5年度）

2．道路特定事業

区施設以外○歩道の段差○勾配の改善

○視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

○歩行空間の平坦性の確保

4．建築物特定事業

区施設

○出入口までの経路の段差解消

○グレーチングの改善

○トイレに介助のためのカーテンの設置

○授乳室の鍵の貸出し方法の改善

○筆談用具の準備とその表示の設置

○避難所としての利用を考慮した段差解消

区施設以外

○道路から受付等までの視覚障害者のための案内設備の設置

○車いす使用者用駐車スペースの確保

○フラッシュライトを示す表示の設置

5．教育啓発特定事業

区施設○接遇教育の実施○学校連携教育事業の実施○バリアフリーに関する啓発活動の実施

区施設以外

○接遇教育の実施○学校連携教育事業の実施○バリアフリーに関する啓発活動の実施

6．その他の事業

区施設

○高齢者、障害者等への適切な応対

○バリアフリー情報の提供

○看板や商品などの道路上へのはみだし解消

○放置自転車対策の実施

○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施

区施設以外

○高齢者、障害者等への適切な応対

○バリアフリー情報の提供

写真2の6、総合的な学習の時間の活用による障害特性の講話と疑似体験（大田区てをつなぐ育成会）、障害特性の疑似体験として、子どもたちが手袋をしながらシール貼り作業をしている様子

写真2の7、障害者応対のための接遇研修（京浜急行バス株式会社）、バスの乗降口にスロープ版を設置し、車いす使用者が乗車する際の接遇方法について、交通事業者が説明を受けている様子

27ページ

2の3、課題の整理

これまで示してきた各項目（1の3 、1の4 、2の1 、2の2）を踏まえ、区全体に関する課題と、移動等円滑化の取組に関する課題に分けて示します。

かっこ１、区全体に関する課題

まる１、地区指定について

大田区都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけや生活様式の変化、働く障害者の増加などを踏まえ、区内の駅を中心とした移動等円滑化促進地区の指定が望ましく、かつ各地区のまちづくりと連動させることが必要です。

大田区都市計画マスタープランにおける区全体を対象としたバリアフリーの取組の推進の位置づけや、高齢化の加速などを踏まえ、移動等円滑化促進地区以外のバリアフリー化にも一定の着実性が求められます。

まる２、利用者ニーズについて

これまでは、バリアフリー法等の移動等円滑化基準や東京都福祉のまちづくり条例の整備基準を踏まえ、利用者の視点に立った整備を進めてきましたが、これからはさらに利用者個々人のニーズを踏まえたきめ細かな整備が必要です。

令和６年、2024年１０月に、まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】を策定したことを踏まえ、点検に事業者参加を誘導するとともに、利用者の意見を効果的に事業へ反映させるため、より一層の連携体制の強化が必要です。

まる３、ソフト面について

障害への理解は以前より進んできていますが、精神障害者など外見では分からない障害への理解が進んでいません。また区民意識調査結果においては、ユニバーサルデザインや障害者差別解消法、ヘルプカードなどの認知度が低い状況にあります。

心のバリアフリーの普及啓発を推進させるため、区民の協力だけでなく、区民・事業者・区（行政）が連携して、より理解を広げていくことが必要です。

ソフト面の取組は、事業者中心から区民・事業者・区（行政）が連携して進めることが必要です。

まる４、その他

障害特性に応じた新技術等の進展などを踏まえ、それらを積極的に取り入れることが必要です。

発災時の避難等に備えたバリアフリー化の促進が必要です。

28ページ

かっこ2、移動等円滑化の取組に関する課題

まる１、鉄道駅について

鉄道駅は、エレベーターや多機能トイレの設置などが進みました。

ホームドアの設置、エレベーターの位置を示すサイン設置、エレベーターを利用する人の心のバリアフリー化、米印、利用しやすいトイレの整備、複数の出入口へのバリアフリー経路の確保など、さらなるバリアフリー化の水準向上が必要です。

わいふぁいなど、情報提供環境の改善とその周知が必要です。

まる２、バスについて

バス車両は、ノンステップバスの導入が進み利用しやすくなり、また、研修の実施などにより乗務員の接遇・介助の水準が向上してきています。

バス停を示す視覚障害者誘導用ブロックの改善・設置や、バス停の屋根の改善・設置など、バス停周辺のバリアフリー化が必要です。

まる３、道路・交通安全施設について

道路は、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区の３地区を中心に歩行空間のバリアフリー化が進んでいます。

今後は、重点整備地区である３地区以外についても、バリアフリーの歩行空間ネットワーク化が必要です。

歩道のない道路での歩道の設置など、歩行空間の改善が必要です。

歩道は、路面の凹凸や段差及び勾配の改善、有効幅員の確保が必要です。また、看板・商品など歩道上の障害物の排除が必要です。また、視覚障害者誘導用ブロックの改善・設置が必要です。

交差点において、エスコートゾーン・音響式信号機の設置、横断時間の十分な確保が必要です。

踏切は、特に斜め方向にまたがる箇所において視覚障害者の安全確保が必要です。

米印、心のバリアフリー化：エレベーター以外での移動が難しい人々が優先的に利用できるよう、利用者の意識改革を行うことなどが挙げられます。

29ページ

まる４、建築物・公園について

建築物は、出入口までのアクセシビリティの確保は進んでいますが、トイレをはじめとする施設内の設備は、高齢者、障害者等のニーズに即した使い勝手のよいものが求められています。

▶道路から建築物出入口まで、視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置など経路のバリアフリー化が必要です。

▶トイレは、設備や機能の分散配置と利用者の適切な利用意識の醸成、分かりやすい設備サインの設置、緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置、異性介助のための設備や同伴者も利用できるトイレ整備などが必要です。

▶サインは、誰にでも理解できるなど、見やすさ・分かりやすさの改善が必要です。また、非常時を知らせるライトの設置が必要です。

▶ベビーチェア、ベビーベッド等の設置が必要です。

▶災害時にいっとき集合場所や避難所となる小・中学校までの経路、及び避難所として利用される学校施設内のバリアフリー化が必要です。また、いっとき集合場所や避難場所となる公園のバリアフリー化が必要です。

まる５　ソフト面の取組について

重点整備地区における令和３から５年、2021から2023年度の特定事業では、「５．教育啓発特定事業」において、接遇教育やバリアフリーに関する啓発活動、学校連携教育事業が進んでいます。

また、「６．その他の事業」において、高齢者、障害者等への適切な応対、バリアフリー情報の提供、筆談用具の準備とその表示の設置、バス停の表示の改善、看板や商品などの道路上へのはみだし解消、自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動や放置自転車対策が進んでいます。

▶一方、「区全体のバリアフリーに関するヒアリング」では、上記の事業をより広く求める意見が多くあり、区全体に取組を広げていくことが必要です

30ページ

第3章、区全体の移動等円滑化の基本方針

「2の3、課題の整理、かっこ１、区全体に関する課題」を踏まえ、移動等円滑化の目標と、それを実現するための基本的な方針を示します。

3の1、移動等円滑化の目標

●「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街　おおた」の実現を目指します

令和2年、2020年3月に策定した大田区移動等円滑化促進方針における目標を継続し、区全体を対象にバリアフリーの取組を推進することで、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街　おおた」の実現を目指します。

3の2、基本方針

かっこ１、移動等円滑化の取組を着実に推進するために

●地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します

区が平成23年、2011年3月に策定した「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」では、具体的な取組の一つとして、「多くの人が集まる拠点（場所・施設）のユニバーサルデザインの推進」を位置づけています。

また、バリアフリー法では、施設が集積する地区において面的・一体的な移動等円滑化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の作成とそれに基づく事業の実施という仕組みを設けています。

これらを踏まえ、区は多くの人が集まる拠点となる地域をバリアフリー法に基づく「移動等円滑化促進地区」や「重点整備地区」に指定し、当該地区の移動等円滑化を計画的に推進します。

●指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します

移動等円滑化促進地区や重点整備地区において位置づけられた施設や経路以外でも、施設の改修、道路改良工事などの機会を捉え、着実に整備を実施します。

その際は、これまでのバリアフリー基本構想に基づき実施された施設や経路の取組を参考とし、ユニバーサルデザインの考え方に基づく移動等円滑化を図ることで、良質な都市空間の形成を目指します。

31ページ

地区内の取組を契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づく区全体へのバリアフリー化を進めます

移動等円滑化促進地区や重点整備地区においては、移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想に基づく取組に加え、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針に示した各種取組を実践していきます。

そして、これらの地区で実際に人の行動や気持ち、まちの環境及び社会の仕組みに潜む様々なまちの課題解決に取り組むことを契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、区全体へのバリアフリー化を進めていきます。

かっこ２、より良い整備を実施するために

利用者個々のニーズに応じた整備を図ります

移動等円滑化のための取組は、バリアフリー法等の移動等円滑化基準や東京都福祉のまちづくり条例の整備基準などに基づき実施され、高齢者、障害者等が安全・安心に利用できる環境が確保されています。一方、一定の基準は満たされた施設でも、設備の配置や人の動線によっては利用者にとって使いづらくなってしまっている例も見受けられます。

そこで、整備を行う際には、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針で示されたまちづくりの考え方や合理的配慮の考え方等を踏まえ、利用者個々のニーズに応じた整備を図るとともに、どこでも、誰でも、自由に、使いやすく、を基本としたユニバーサルデザインの考え方を反映させていきます。

スパイラルアップにより継続的にバリアフリーの水準を向上させます

大田区移動等円滑化推進協議会を中心に、移動等円滑化促進方針における移動等円滑化促進地区、及びバリアフリー基本構想における重点整備地区に基づくバリアフリー化の取組の進捗状況を管理します。

また、区民の参加により実際の取組成果を確認し、利用者のニーズに充分に対応した整備内容になっているかどうかの検証を行います。

さらに、バリアフリーや障害の特性に応じた新たな技術開発、先進事例、国・東京都・他自治体の動向を捉えた上で、随時新たな考え方を取り入れていきます。

そしてこれらの重層的なスパイラルアップにより、継続的にバリアフリーの水準を向上させます。

32ページ

かっこ３、一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

区民・事業者・区（行政）の役割を明確化し、ソフト面の取組を促進します

まる１、区民

区民は、「困っているときにどのような支援をすればよいのか」など、高齢者、障害者等への接し方や支援の方法などを習得し、理解と協力を深めるとともに、高齢者、障害者等の困難さや困りごとを体験し学習する場に参加したり、バリアフリーに関する活動に参加したりするなど、一人ひとりが自発的にバリアフリーに関する取組に努めます。

一方で障害者団体等は、講習会や交流会、区立の小中学校における心のバリアフリーの普及啓発など、区民に働きかけます。

また、自転車を適切な場所に止めることや、道路上に看板を置かないなど、交通ルールを守り、マナーの向上に努めます。

まる２、事業者

事業者は、障害の社会モデルの観点から、障害の有無に関わらず、すべての利用者に対し同じサービスが提供できるように努めます。

高齢者、障害者等が移動したり施設を利用したりする際の困りごとを理解し、バリアフリー情報を提供しつつ適切な応対ができるよう取り組むとともに、移動や目的をより円滑に達成できるよう、知識や技術を身につける研修や障害者団体との交流など職員教育の充実に取り組みます。

特定事業等の実施だけでなく、利用者ニーズに応える取組も並行して行うことで、施設等の利便性・安全性の向上を図ります。

まる３、区（行政）

区は、区民や事業者がソフト面の取組を進めるよう誘導します。

区民や事業者の具体的な行動により一層つながるよう、講演会などを開催し啓発・広報活動を進めます。

また、障害者団体等が主催する講習会や交流会の開催、区立の小中学校における教育の実施などについて支援します。

一方で、大田区移動等円滑化促進方針、見直し、の考え方や取組について、庁内で共有し職員の知識や意識の向上を図るとともに、区民や事業者に広く周知していきます。

33ページ

第4章、移動等円滑化促進地区の基本方針

4の1、移動等円滑化促進地区における取組の基本方針

2の3、かっこ2を踏まえ、移動等円滑化の取組の基本方針を以下に示します。

かっこ１　地区全体の方針

高齢者、障害者をはじめ妊娠中の人、乳幼児連れの人及び病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。

日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路及び建築物などを対象に面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

多くの区民が利用する施設、高齢者、障害者等が利用する施設、災害時にいっとき集合場所や避難所、避難場所となる学校や公園などのバリアフリー化を進めます。

また、これらの各施設へ至る駅やバス停からの経路と、各施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、回遊性に配慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。

駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図ります。

かっこ２、施設別の方針

まる１、公共交通

駅では、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備などのさらなる安全性及び利便性を向上させます。

駅では、プラットホームから主要な出入口（線路を挟んで両側に出入口がある駅では、それぞれの出入口）まで、バリアフリー化された経路を確保します。

駅のプラットホームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置などによる転落防止を図ります。

バス車両及びバス乗り場のバリアフリー化を進めます。また、バス乗り場においては屋根やベンチなどの整備を進めます。

34ページ

まる２、道路等

歩道は、高齢者、障害者等が安全で快適に移動できる構造とします。

視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

車いすやベビーカーの使用者がバスに円滑に乗降できるように、関連事業者と連携して、バス停付近の歩道などの整備を進めます。

視覚障害者誘導用ブロックの設置にあわせて、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンを設置します。

まる３、建築物

高齢者、障害者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を連続的に確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。

施設内においては、高齢者、障害者等が円滑に水平・垂直移動できるよう図るとともに、移動を支援する案内情報を分かりやすく提供します。

トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーチェアやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、利用者のニーズに配慮します。

乳幼児連れ利用者に配慮し、建築物の用途及び規模に応じて、授乳やおむつ交換ができる場所を確保します。

まる４、ソフト面の取組

歩道（路側帯を含む）の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品などの歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行います。

横断歩道やバス乗り場付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。

自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。

高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、交通事業者及び施設等職員の研修・教育の充実を図ります。

35ページ

4の2、移動等円滑化促進地区の指定の考え方

区における移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化促進方針の見直しの目的やポイント、移動等円滑化促進地区における取組の基本方針を踏まえ、長期的に区全体を対象とすることを目標とします。

その上で、3の2、かっこ１、に示した地区指定に関する基本方針を踏まえ、新たな移動等円滑化促進地区を指定します。

図4の1、移動等円滑化促進地区のイメージと地区の追加

鉄道駅を中心に移動等円滑化促進地区の区域の中に生活関連施設が点在し、それ同士を結ぶ生活関連経路が示されている図

令和2年3月指定の4地区は、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、池上駅周辺地区であり、3の2、かっこ１、に示した地区指定に関する基本方針を踏まえ、新たな移動等円滑化促進地区を指定します。

4の3、移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方

移動等円滑化促進地区の要件はバリアフリー法において定められており、配置要件、課題要件、効果要件があります。

そのため、これらを踏まえ区としての考え方を、じページに示します。

36ページ

まる１、配置要件

○生活関連施設がおおむね３つ以上存在すること

○生活関連施設が徒歩圏内に集積し、施設間を相当数の高齢者、障害者等が徒歩移動することが見込まれること

【区としての考え方】

○徒歩圏を半径500ｍとした場合、徒歩圏内に３以上の生活関連施設の候補施設が存在する地区は、区全体が該当します。

まる２、課題要件

○高齢者、障害者等の移動や施設利用、地域の土地利用や機能集積の実態や将来の方向性を踏まえ、バリアフリー化の促進が特に必要であること

【区としての考え方】

○高齢者、障害者等へのヒアリングでは、「以前に比べ、バリアフリー化は進んでいると思うが、多様なニーズに対応したトイレの整備、視覚障害者誘導用ブロックやエスコートゾーンの設置、踏切での安全な横断、バス停での円滑な車いすの乗降など、幅広い部分において不足を感じている」等の意見をいただきました。

○よって、バリアフリー化の取組をさらに広域的に促進することが必要です。

まる３、効果要件

○バリアフリー化を促進することが、高齢者、障害者等に、交流や社会参加の機会、消費生活の場や勤労の場を提供する機能など、都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切であること

【区としての考え方】

○大田区都市計画マスタープランでは、都市機能の集積や都市づくりの動向、将来の変化などを考慮し、中心拠点と生活拠点を設定し、拠点では誰もが活動しやすく快適に暮らすことのできる都市づくりを目指しています。

○そのことから、これらの拠点は、バリアフリー化を促進することが有効かつ適切な地域であるといえます。

37ページ

4の4、移動等円滑化促進地区の追加指定

前項の移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方に沿って、令和2年、2020年3月指定の４地区に加え、図4の2に示すとおり、15の地区を新たに指定します。

令和2年3月指定の４地区、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区

池上駅周辺地区

図4の2、追加指定する15の地区とその位置

まる１、配置要件、徒歩圏内に3以上の施設が存在する地区は区全体

まる２、課題要件、バリアフリー化の取組について、さらなる広域的な促進が必要

まる３、効果要件、中心拠点と生活拠点はバリアフリー化を促進することが有効かつ適切な地域

上記を踏まえ、以下追加しての15地区

西馬込駅周辺地区、田園調布駅周辺地区、多摩川駅周辺地区

下まるこ駅周辺地区、雪がや大塚駅周辺地区、洗足池駅周辺地区

おお岡山駅周辺地区、平和島駅周辺地区、雑色駅周辺地区

糀谷駅周辺地区、大鳥居駅周辺地区、穴守稲荷駅周辺地区

流通センター駅周辺地区、天空ばし駅周辺地区、羽田空港第３ターミナル駅周辺地区

38ページ

第５章、移動等円滑化促進地区の区域等の設定

5の1、生活関連施設・生活関連経路、促進地区の区域の設定

かっこ１、生活関連施設・生活関連経路の設定

生活関連施設は、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等のなかから設定する必要があります。

そのため、下表に示す施設を生活関連施設の候補とし、各地区における立地状況を勘案して、具体的な生活関連施設を設定します。

ひょう5の1、生活関連施設の候補

公共交通の対象範囲は、いちにち平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅・空港

建築物の対象範囲は、区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等

高齢者福祉施設、障害者福祉施設、病院等

図書館、区民センター、文化センター等

公立小学校、公立中学校等

総合体育館

店舗面積500㎡以上の小売店

都市ホテル、床面積1,000㎡以上

子育てひろば事業実施施設

公園の対象範囲は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園

生活関連経路は、生活関連施設相互を結ぶ経路です。

具体的には、歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本として、地区内のネッワークを重視しながら、鉄道駅またはバス停を中心とした動線と施設間の移動に配慮した動線を設定します。

かっこ２、移動等円滑化促進地区の区域の設定

移動等円滑化促進地区の区域は、各地区の鉄道駅またはさぽーとぴあを中心とした徒歩圏内（500mから1kmの範囲）とし、生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲を設定します。

また、区の所管する建築物の整備が行われる場合は、周辺との一体的なバリアフリー整備を進める観点から、周辺の旅客施設（鉄道駅）も含めた範囲を設定します。

5の2、移動等円滑化促進地区の図示

生活関連施設、生活関連経路、移動等円滑化促進地区の区域からなる各地区について、図5の1としてかっこ１から１９を示すとともに、図5の2として総括図を示します。

39ページ

図5の1、かっこ１、蒲田駅周辺地区

蒲田駅を中心に北東は梅屋敷駅、南は志茂田小学校、西は蓮沼駅、東はとうほ小学校の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

40ページ

図5の1、かっこ2、大森駅周辺地区

大森駅を中心に北西は山王草堂記念館、南は大森山王病院、東は大森海岸駅の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

41ページ

図5の1、かっこ3、さぽーとぴあ周辺地区

さぽーとぴあを中心に北はりゅうし記念館、南は入新井第四小学校、西は大森第三中学校、東は大森地域庁舎の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

42ページ

図5の1、かっこ４　池上駅周辺地区

池上駅を中心に北は池上梅園、南は池上福祉園、西はサミットストア 池上8丁目店、東は大森税務署の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

43ページ

図5の1、かっこ５、西馬込駅周辺地区

西馬込駅を中心に北は馬込駅、南は梅田小学校、西は馬込中学校、東は馬込小学校の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

44ページ

図5の1、かっこ６、田園調布駅周辺地区

田園調布駅を中心に北東は田園調布中学校、南西は宝来公園の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

45ページ

図5の1、かっこ７、多摩川駅周辺地区

多摩川駅を中心に、北西は多摩川台公園、南は田園調布特別出張所、東は田園調布一郵便局の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

46ページ

図5の1、かっこ８、しもまるこ駅周辺地区

しもまるこ駅を中心に北は久が原駅、南は大田しもまるこ郵便局、西はオリンピックしもまるこ店、東は千鳥町駅の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

47ページ

図5の1、かっこ９、雪がや大塚駅周辺地区

雪がや大塚駅を中心に北は調布地域庁舎、南西は東調布中学校、東は雪谷小学校の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

48ページ

図5の1、かっこ10、洗足池駅周辺地区

洗足池駅を中心に北は北千束駅、南東は小池小学校、西は洗足池小学校の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

49ページ

図5の1、かっこ１１、おお岡山駅周辺地区

おお岡山駅を中心に北東は清水窪小学校、南は城南信用金庫おお岡山支店、西は東京科学大学博物館の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

50ページ

図5の1、かっこ１２、平和じま駅周辺地区

平和じま駅を中心に東は地区の北から南まで平和の森公園、西は大森西特別出張所の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

51ページ

図5の1、かっこ１３、ぞうしき駅周辺地区

雑色駅を中心に北は仲六郷小学校、南は六郷小学校、西は西六郷小学校、東はさわやか信用金庫六郷支店の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

52ページ

図5の1、かっこ14、糀谷駅周辺地区

糀谷駅を中心に北は西糀谷児童館、南は萩中文化センター、西は大田南蒲田郵便局、東は糀谷小学校の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

53ページ

図5の1、かっこ15、大鳥居駅周辺地区

大鳥居駅を中心に北は糀谷中学校、南は出雲中学校、西は萩中公園、東は首都高速横羽線までの範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

54ページ

図5の1、かっこ16、穴守稲荷駅周辺地区

穴守稲荷駅を中心に北はうめのき園（分場）、南西は羽田小学校、東はホテルマイステイズ羽田の範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

55ページ

図5の1、かっこ17、流通センター駅周辺地区

南北は川に挟まれ、西に海岸通り、東に流通センター駅までの範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設の東京流通センター内郵便局と大田平和島二郵便局と駅を結ぶ生活関連経路が示されている。

56ページ

図5の1、かっこ18、天空ばし駅周辺地区

天空ばし駅を中心に北は国道131号と南は環八通りに挟まれ、西は京急 EXイン 羽田、東は羽田イノベーションシティの範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路が示されている。

57ページ

図5の1、かっこ１９、羽田空港第三ターミナル駅周辺地区

羽田空港第三ターミナル駅を中心にターミナルとホテルなどを囲んだ範囲が移動等円滑化促進地区、その中にある生活関連施設が示されている。

58ページ

図5の２、総括図、移動等円滑化促進地区の位置図

大田区がバリアフリーを推進するエリアは大田区全域

移動等円滑化促進地区は

蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、池上駅周辺地区

西馬込駅周辺地区 田園調布駅周辺地区 多摩川駅周辺地区

しもまるこ駅周辺地区 雪がや大塚駅周辺地区 洗足池駅周辺地区

おお岡山駅周辺地区 平和じま駅周辺地区 雑色駅周辺地区

糀谷駅周辺地区 大鳥居駅周辺地区 穴守稲荷駅周辺地区

流通センター駅周辺地区 天空ばし駅周辺地区 羽田空港第３ターミナル駅周辺地区

うち、蒲田駅、大森駅、さぽーとぴあ周辺地区は重点整備地区でもある

蒲田駅、大森駅、さぽーとぴあ、池上駅周辺地区以外は令和7年3月追加指定

59ページ

第６章、移動等円滑化の推進に向けた今後の取組

大田区における移動等円滑化の推進に向けた、移動等円滑化促進方針の見直し後の今後の取組について示します。

かっこ１、関係者との連携・協力

移動等円滑化を効果的に進めるためには、国・東京都・交通事業者・施設管理者等の関係者と、移動等円滑化促進方針の内容を共有し、連携・協力を図りながら進めていくことが必要です。

そのため、今後も「大田区移動等円滑化推進協議会」を継続し、関係者間で情報交換を行いつつ、計画的に移動等円滑化を推進します。

かっこ２、届出制度

まる１、届出制度の概要

駅や駅前広場等の交通結節点では、施設管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要です。

そのため、バリアフリー法では、施設間の移動の連続性を担保することを目的として、移動等円滑化促進地区内の旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに区市町村に届け出ることを義務づけています。

区は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することがあります。

図6の1、届出制度の流れ

改修等の計画があれば届出を行う

支障ない場合は、工事着手

支障がある場合は、必要な措置の要請、計画の変更を経て、工事着手

60ページ

まる２、届出制度の対象の指定

届出制度の対象となる旅客施設及び道路は、下表に示すとおりです。

ひょう6の1、届出制度の対象

地区名、対象旅客施設、道路・通路等、届出の範囲

１、蒲田駅周辺地区、ＪＲ蒲田駅、東口駅前広場、駅と駅前広場との接続部分

西口駅前広場、駅と駅前広場との接続部分、ＪＲ・東急連絡通路、東急線との乗り換え経路

東急蒲田駅

認定外道路8の46号線、駅と道路との接続部分、西口駅前広場、駅と駅前広場との接続部分、南口駅前小広場、駅と駅前広場との接続部分、ＪＲ・東急連絡通路、ＪＲ線との乗り換え経路

京急蒲田駅

第一京浜、駅と道路との接続部分、西口駅前広場、駅と駅前広場との接続部分

蒲田歩道橋、駅と歩道橋との接続部分、蒲田駅西口歩道橋、駅と歩道橋との接続部分

蓮沼駅、多摩堤通り、駅と道路との接続部分

梅屋敷駅、梅屋敷通り、駅と道路との接続部分

２，大森駅周辺地区

大森駅、池上通り、駅と道路との接続部分、東口駅前広場、駅と駅前広場との接続部分

大森海岸駅、大森海岸通り、駅と道路との接続部分

４，池上駅周辺地区、池上駅、区道8の88号線、駅と道路との接続部分、区道8の89号線、駅と道路との接続部分

西馬込駅周辺地区

５，西馬込駅、第二京浜、駅と道路との接続部分

馬込駅、第二京浜、駅と道路との接続部分

６，田園調布駅周辺地区、田園調布駅、区道2の11号線、駅と道路との接続部分

区道主要第48号線、駅と道路との接続部分

７，多摩川駅周辺地区、多摩川駅、区道主要第50号線、駅と道路との接続部分

認定外道路2の44号線、駅と道路との接続部分

８，しもまるこ駅周辺地区

しもまるこ駅、区道3の15号線、駅と道路との接続部分

久が原駅、区道主要第42号線、駅と道路との接続部分

区道主要第70号線、駅と道路との接続部分

千鳥町駅、区道主要第42号線、駅と道路との接続部分

区道主要第74号線、駅と道路との接続部分

61ページ

９，雪がや大塚駅周辺地区、雪がや大塚駅、区道主要第59号線、駅と道路との接続部分

中原街道、駅と道路との接続部分

おんたけさん駅、区道4の71号線、駅と道路との接続部分、区道主要第61号線、駅と道路との接続部分

10、洗足池駅周辺地区、洗足池駅、中原街道、駅と道路との接続部分

北千束駅、区道主要第28号線、駅と道路との接続部分

11、おお岡山駅周辺地区、おお岡山駅、駅前広場、駅と駅前広場との接続部分

12、平和じま駅周辺地区、平和じま駅、区道7の123号線、駅と道路との接続部分

13、雑色駅周辺地区、雑色駅、駅前広場、駅と駅前広場との接続部分

区道10の158号線、駅と道路との接続部分

14、糀谷駅周辺地区、糀谷駅、駅前広場、駅と駅前広場との接続部分

区道11の135号線、駅と道路との接続部分

15、大鳥居駅周辺地区、大鳥居駅、環八通り、駅と道路との接続部分

16、穴守稲荷駅周辺地区、穴守稲荷駅、穴守ふれあい通り、駅と道路との接続部分

17、流通センター駅周辺地区、流通センター駅、環七通り、駅と道路との接続部分

区道15の18号線、駅と道路との接続部分

18、天空ばし駅周辺地区、京急線天空ばし駅、土地区画整理事業により道路整備中、駅と道路との接続部分、交通広場、駅と交通広場との接続部分、東京モノレールへののりかえ口、駅と駅との接続部分

東京モノレール天空ばし駅、土地区画整理事業により道路整備中、駅と道路との接続部分

交通広場、駅と交通広場との接続部分

京急線へののりかえ口、駅と駅との接続部分

19、羽田空港第３ターミナル駅周辺地区、京急線羽田空港第３ターミナル駅、羽田空港第３ターミナルとの乗り換え通路、駅と空港との接続部分

東京モノレール羽田空港第３ターミナル駅、羽田空港第３ターミナルとの乗り換え通路、駅と空港との接続部分

羽田空港第３ターミナル、京急線との乗り換え通路、空港と駅との接続部分

東京モノレールとの乗り換え通路、空港と駅との接続部分

62ページ

図6の2、届出を要する対象の範囲

▶旅客施設:生活関連施設である旅客施設のうち、下記の範囲

【政令第25条第１号】

・他の生活関連旅客施設との間の出入口

・生活関連経路を構成する道路法による道路または区市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口

・バリアフリールートの出入口

▶道路:生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

【政令第25条第2号】

・生活関連旅客施設の出入口又は区市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

（令和3年3月　国土交通省 総合政策局 安心生活政策課）

図6の3、施設間連携（駅と公園とバスターミナルの連携）の事例

JR京葉線　葛西臨海公園駅

【工事前】

駅構内側がバスターミナル・公園側より最大で45cm高く、傾斜のきついスロープが設置

【調整会議・設計】

・東京都が主体となって定期的な会議を実施し、設計段階から工事の段取りを事前に調整

【工事後】

・3者の勾配を5％以内にするため境界のあたりで20cmの嵩上げを実施

・これにより、駅や公園利用者の動線を妨げることなくスムーズにせこうすることができた

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（一部加工）

（令和３年３月　国土交通省 総合政策局 安心生活政策課）

63ページ

かっこ３、バリアフリー情報の集約と活用

まる１、施設管理者からの情報提供

各施設におけるバリアフリー設備の有無及び設置箇所等は、高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要な情報となります。

そのため、バリアフリー法においては、移動等円滑化促進方針に区市町村が行う情報提供について明記した場合、各施設管理者は、高齢者、障害者等が旅客施設及び道路を利用するために必要となる情報を区市町村に提供することを義務づけています。

また、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等においては、高齢者、障害者等が施設を利用するために必要となる情報について、区市町村への情報提供が努力義務となります。

まる２、情報の整理及び活用

区は各施設設置管理者から報告された情報を集約・整理し、ホームページ等にて公開するなど、適宜活用していきます。

図6の4、バリアフリー情報の集約による効果的な活用イメージ

様々な施設管理者から大田区が情報提供を受け、それを集約整理し、情報を活用する

情報の活用例としては、

まち歩き点検の地区、経路の選定における検討材料

バリアフリー情報の発信

バリアフリー整備の進捗把握など

64ページ

かっこ４、移動等円滑化促進方針の評価・改定

移動等円滑化促進方針の改定の際は、事前に調査・分析及び評価を行います。

また、継続的に「大田区移動等円滑化推進協議会」を開催し、移動等円滑化促進方針を実現するための進行管理や調整等を行い、着実に移動等円滑化を推進します。

図6の5、ぴーでぃーしーえーサイクルによる移動等円滑化の推進

ぷらん（計画）

移動等円滑化促進方針の見直し・改定

どぅー（実行）

区全体の移動等円滑化の方針について、区民・事業者・区（行政）が連携して推進

移動等円滑化促進地区における取組の基本方針に基づき、バリアフリー基本構想の策定などを経た各種事業の実施

届出制度の運用やまち歩き点検の実施

バリアフリー情報の一元化による活用　など

ちぇっく（評価）

各種事業実施の結果について、利用者等からの意見聴取を踏まえた評価の実施

まち歩き点検の振り返り　など

あくしょん（改善）

区全体の移動等円滑化に関する課題の整理・対応策の検討

移動等円滑化促進地区の指定の再検討、同地区における移動等円滑化の方針の再検討

65ページ

かっこ５、継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築

移動等円滑化促進方針では、移動等円滑化促進地区を定め、移動等円滑化の取組の基本方針を示しました。これに基づき具体的な整備を推進していくためには、バリアフリー基本構想の策定を行い、重点整備地区を指定していくことが必要です。なお、地区の指定にあたっては、まちづくりグランドデザインが進捗している地区等、まちづくりの動向と連動しながら検討していきます。

また、すでに重点整備地区として指定している蒲田駅、大森駅、さぽーとぴあ周辺地区の3地区においては、バリアフリー法に基づき概ね5年毎の調査・分析及び評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想を見直していきます。

このようにバリアフリー整備を継続的に広げていくなか、今後はこれまで以上に、バリアフリー基本構想の策定や見直しを計画的に進めていくことが必要です。そこで、区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、図6の6に示すとおり区内の各地区におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、重点整備地区の追加指定・拡大を行います。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを明確化することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。

図6の6、バリアフリー基本構想の見直し・策定のサイクル化のビジョン

蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区における基本構想の計画期間は令和5年度から令和15年度まで、事業内容の見直しと新たな課題の把握は令和25年度まで、以降、地区を拡大しながら、基本構想と事業内容の見直しを続けていく

他の地区についても同じように基本構想の策定と見直しを繰り返しおこなっていく

白紙

参考資料

68ページ

参考資料

資料1、区民部会の検討結果

バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を利用者の視点で抽出し、大田区移動等円滑化促進方針等に反映させるとともに、まち歩き点検実施計画の策定に繋げることを目的として、区民部会を開催しました。

具体的には、高齢者、障害者団体等を対象としたヒアリングとまち歩き点検を実施し、移動および施設の利用に関する実態、バリアフリーに関する問題点や課題を把握しました。

かっこ１、区全体のバリアフリーに関するヒアリング

■実施日・参加者

実施日、参加団体等

令和5年7月27日、木曜日、大田区視覚障害者福祉協会、大田区聴覚障害者協会

令和5年7月28日、金曜日、NPO法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会

令和5年8月1日、火曜日、大田区てをつなぐ育成会

令和5年8月2日、水曜日、大田区精神障害者家族連絡会

10月中旬から11月中旬、子育て世代（子育て広場などの利用者）

■ヒアリングの様子

各団体のヒアリング時の写真と子育て世代に向けたヒアリング資料（書面にて実施）

69ページ

かっこ２、第１回、区民部会

令和5年、2023年9月1日、金曜日、に第１回区民部会を開催し、令和5年、2023年7月から８月にかけておこなった、区全体のバリアフリーに関するヒアリング結果を共有しました。

また、まち歩き点検をより計画的・効果的に実践するための「まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】」と、９月に実施予定の「令和５年度まち歩き点検」について検討しました。

かっこ３、まち歩き点検

■実施日・参加者

実施日、参加団体等

令和5年9月20日、水曜日

2名のみ９月26日、火曜日、に実施

大森駅周辺地区

大田区精神障害者家族連絡会

大田区聴覚障害者協会

大田区シニアクラブ連合会

大田区視覚障害者福祉協会

学識経験者

さぽーとぴあ周辺地区

大田区シニアクラブ連合会

NPO法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会

大田区視覚障害者福祉協会

学識経験者

令和5年9月27日、水曜日、蒲田駅周辺地区

大田区精神障害者家族連絡会

大田区聴覚障害者協会

大田区シニアクラブ連合会

NPO法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会

大田区てをつなぐ育成会

学識経験者

まち歩き点検ルートとまち歩き点検の様子

次ページ以降に、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、蒲田駅周辺地区のまち歩き点検について、実施順に示します。

70ページ

大森駅周辺地区

まち歩き点検ルート

大森駅から池上通りを通って、三井住友銀行大森支店、山王会館までのルート

まち歩き点検の様子の写真

歩道の点検（池上通り沿いの商店街）

道路の横断勾配の計測（山王会館へ向かう経路）

エレベーターホールの点検（山王会館）

点検結果のまとめ（山王会館にて）

71ページ

さぽーとぴあ周辺地区

まち歩き点検ルート

障害者総合サポートセンターさぽーとぴあから大森第三中学校までのルート

まち歩き点検の様子の写真

歩道の路面の点検（桜のプロムナード）

触知案内図（さぽーとぴあ）

建物内の通路の点検（大森第三中学校）

点検結果のまとめ（大田文化の森にて）

72ページ

蒲田駅周辺地区

まち歩き点検ルート

蓮沼駅から城南信用金庫蓮沼支店を通り、多摩堤通りを通って蒲田駅までのルート

蓮沼駅の近くからレッドルーフイン東京蒲田と蒲田駅前郵便局を通って蒲田駅までのルート

まち歩き点検の様子の写真

視覚障害者誘導用ブロックの点検（多摩堤通り）

券売機（蓮沼駅）

ATM（蒲田駅前郵便局）

点検結果のまとめ（区役所本庁舎）

73ページ

かっこ４、第２回、区民部会

令和5年、2023年10月25日、水曜日に第２回区民部会を開催し、９月に実施した大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、蒲田駅周辺地区のまち歩き点検結果を共有しました。

また、「まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】」の構成、かっこ、案、について検討しました。

74ページ

資料2、大田区移動等円滑化推進協議会委員名簿

令和7年3月時点

委嘱期間：令和４年８月１日から令和７年３月31日

学識経験者

東洋大学　髙橋　ぎへい、日本大学　江守ひさし、コ・ラボ　西野　亜希子

区民等、ＮＰＯ法人　大身連　宮澤　勇

大田区肢体障害者福祉協会　粟田　修平

大田区視覚障害者福祉協会　山内　京子

大田区聴覚障害者協会　竹内　千代江

大田区てをつなぐ育成会　橋本　明子

大田区精神障害者家族連絡会　福田　章子

大田区シニアクラブ連合会　長野　真弓

大田区自治会連合会　海老澤　のぶよし

大田区商店街連合会　岩下　充博

旅客施設及び車両等

東日本旅客鉄道株式会社　松本　剛、東急電鉄株式会社　五島　雄一郎

京浜急行電鉄株式会社　森田　憲和、東京モノレール株式会社　飯田　正

東京都　交通局　近藤　琢哉、東急バス株式会社　次郎丸　健司

京浜急行バス株式会社　芝崎　義德

道路管理者

東京国道事務所　菊池 信久、東京都　建設局　山下　邦洋

道路・公園管理者

大田区　菅原　満、石井　信一、神保　のりゆき、小泉　謙二郎

交通管理者

警視庁　大森警察署　おぐす　英之、田園調布警察署　加藤　陽太、蒲田警察署　澁川　雅文、池上警察署　齋藤　のりお

関係行政機関

関東運輸局　平井　靖範、東京都　都市整備局　武山　信幸

大田区

企画経営部　すだ　ともき、浅野　潤、小池　武道、地域力推進部　おおぶち　ひろみ

福祉部　武田　もりふみ、まちづくり推進部　西山　正人、深川　正浩、戸塚　俊二

鉄道・都市づくり部　須貝　智博、藏方　博史、都市基盤整備部　中村　誠、厚川　令子

教育総務部　小野澤　こうへい、細田　真司

75ページ

資料3、見直しの経緯

年月日、会議等の名称、主な協議・検討内容

令和5年6月30日、令和5年度、第1回、庁内検討委員会、特定事業等の進捗状況

・大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針中間見直し

・令和５年度スケジュール　かっこ　案

7月5日、第32回、協議会 ・特定事業等の進捗状況

・大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針中間見直し

・令和５年度スケジュール　かっこ　案

9月1日、第1回、区民部会、区全体のバリアフリーに関するヒアリング結果の報告

・まち歩き点検実施計画

・令和５年度まち歩き点検の実施

9月20・26日 まち歩き点検 ・大森駅周辺地区

・さぽーとぴあ周辺地区

9月27日、まち歩き点検、蒲田駅周辺地区

10月25日、第2回、区民部会、令和５年度まち歩き点検の実施報告

・まち歩き点検実施計画の構成　かっこ案

11月2日、令和5年度、第2回庁内検討委員会 ・区全体のバリアフリーに関する課題の整理と基本方針　かっこ　案

・移動等円滑化促進地区の候補地選定の考え方

・まち歩き点検実施計画の構成　かっこ　案

・令和５年度まち歩き点検の実施報告

11月10日、第33回、協議会、区全体のバリアフリーに関する課題の整理と基本方針　かっこ　案

・移動等円滑化促進地区の候補地選定の考え方

・まち歩き点検実施計画の構成　かっこ　案

・令和５年度まち歩き点検の実施報告

令和6年1月25日、令和5年度、第3回、庁内検討委員会、移動等円滑化促進地区の指定と今後の流れ、まち歩き点検実施計画　かっこ　案

2月1日 第34回、協議会 ・移動等円滑化促進地区の指定と今後の流れ

・まち歩き点検実施計画の構成　かっこ　案

2月8日 事業者部会（オンライン会議）、事業者部会の趣旨と“すいすい”プラン、特定事業の進捗確認、事業者が抱える課題とその対応事例

2月8日から3月8日 関係事業者との調整（メール等）、特定事業の進捗確認

76ページ

5月9日 令和6年度、第1回、庁内検討委員会 ・特定事業等の進捗状況

・大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　骨子案

5月17日 第35回、協議会 ・特定事業等の進捗状況

・大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　骨子案

7月31日 令和6年度、第2回、庁内検討委員会 ・大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　素案

・令和６年度まち歩き点検の実施

8月9日 第36回、協議会 ・大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　素案

・令和６年度まち歩き点検の実施

10月21日から11月11日 パブリックコメント ・意見者数5名、意見数10件

令和7年1月21日 令和6年度、第3回庁内検討委員会 ・大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　案について（パブリックコメントの結果報告、見直し　かっこ　案の承認）

・令和６年度まち歩き点検の実施報告

1月31日 第37回、協議会 ・大田区移動等円滑化促進方針の見直し　かっこ　案（パブリックコメントの結果報告、見直し　かっこ　案の承認）

・令和６年度まち歩き点検の実施報告

77ページ

資料4 用語集

あ行

■移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

■移動等円滑化基準

バリアフリー法せこうに伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園及び建築物等に関する基準。

■移動等円滑化促進地区

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を促進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

バリアフリー法第24条の２に基づき、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が定めるもの。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第３条に基づき主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針（平成31年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第１号）。

■エスコートゾーン

視覚障害者用横断帯と言い、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

■オストメイト

直腸・膀胱などの機能障害により、お腹に排泄のための「ストーマー（人工肛門・人工膀胱）」を造設している人のこと。排泄物を溜めておく袋（パウチ）を装着している。

■音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。

78ページ

か行

■グランドデザイン

総合的・長期的視点でまちの将来像を掲げ、これを実現させるまちづくりの方針に基づいた取り組みを示したもの。

■グレーチング

雨水の排水のため、道路などの側溝などに使われている金属製の格子状の蓋。

■交通結節機能（交通結節点）

交通機関の乗り換え・乗り継ぎが行われる機能や場所。

■合理的配慮

障害のある人やその家族などから、何らかの配慮を求める意思表示があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。

■心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

■コミュニケーションツール

意志や情報を伝達するための道具（例：筆談具など）。

さ行

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■重点整備地区

バリアフリー基本構想に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日せこう）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。

79ページ

■スパイラルアップ

「継続的に改善すること」もしくは「そのしくみ」を指す。事業を「計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）」というサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、螺旋のようなイメージになる。これを「スパイラル」と称している。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路（道路や通路など）のこと。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設、福祉・医療施設、文化・教養施設、教育施設、スポーツ施設、商業施設、宿泊施設、子育て支援施設、公園等の施設のこと。

■ソフト

ソフトとは、人の気持ち、社会における制度など、主に「施設」以外に関するものを指す。

た行

■多機能トイレ

車いす使用者、高齢者、妊婦及び乳幼児を連れた人等、誰もが円滑に利用することを目的に整備したトイレ。近年は、これらの利用者が重なり、車いす使用者が利用できない事態が生じており、機能を分散させる整備が推奨されている。

■段（だん）鼻（ばな）

階段の段の先端のこと。

■東京都福祉のまちづくり条例

高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力及び生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全・安心に快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図ることを目的として定められた条例。

80ページ

■特定事業

重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業。バリアフリー法第２条に定める、ハード整備に関する公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業等と、ソフト対策に関する教育啓発特定事業のことをいう。バリアフリー基本構想に定めた特定事業には、特定事業計画の作成とその計画に基づく事業の実施が義務付けられる。

■特定事業計画

バリアフリー基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画等がある。

■届出制度

公共交通事業者または道路管理者は、移動等円滑化促進地区内の旅客施設や道路（駅前広場等）の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに区市町村に届け出なければならない。これは、施設間の移動の連続性を担保することを目的としたものである。

な行

■ノンステップバス

低床型のバスの一種で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。

は行

■ハード

ハードとは、建物、道路、駅及び設備等、主に「施設」に関するものを指す。

■パブリックコメント（区民意見公募手続）

区（行政）の計画、方針、条例等の策定に当たり、区の考え方を案の段階から広く公表し、区民等からの意見、提案、情報を求め、有益な意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続のこと。

■バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。もともと住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

81ページ

バリアフリー基本構想

バリアフリー法第25条に基づき、区市町村が、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

バリアフリー情報の集約と活用

移動等円滑化促進方針にバリアフリー情報について明記した場合、区市町村の求めに応じて、旅客施設及び道路管理者はバリアフリー情報を提供しなければならず、建築物、路外駐車場及び公園の各管理者はバリアフリー情報の提供に努めなければならない。これにより円滑な情報収集が可能となり集約・整理することで活用の途が広がる。

バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

バリアフリールート

高齢者、障害者等が円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

ピーディーシーエーサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画をたて実行し、その評価に基づいて改善を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み、考え方

筆談用具

聴覚に障害のある人とコミュニケーションをとる際、紙などに文字を書いてやりとりをする「筆談」を行うための補助用具。ホワイトボードや磁気式の筆談ボード、感圧式の液晶パネルを用いた電子パッド、筆談が可能なタブレット端末等がある。

フラッシュライト

火災等の非常時の情報を非常ベルの音の代わりに主に聴覚障害者や高齢者に対し、光の点滅により伝達する装置のこと。

82ページ

■プラットホーム

鉄道駅において旅客の列車への乗降、または貨物の積み下ろしを行うために線路に接して設けられた台。略してホームと呼ばれることが多い。

■ホームドア（柵）

駅のホームのえんたんに設けられた、ホームと線路を仕切る柵（ドア）。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

ま行

■まち歩き点検

バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を抽出するため行う現地点検。

や行

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別及び国籍等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育、文化及び情報提供等に至るまで多岐にわたっての展開が考えられる。

■Uni-Voice（ユニボイス）

印刷物の文字情報を格納した二次元コード。特定非営利活動法人日本視覚障害情報普及支援協会（JAVIS）が開発した。スマートフォンや携帯電話、専用読み取り装置で情報を音声にすることができる。

ら行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

わ行

■ワークショップ

ワークショップとは、「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする研究集会のことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業及び体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考える場のことをいう。